

**令和2年度第3回
さいたま市福祉有償運送運営協議会
議 事 要 旨**

【開催要領】

1. 開催日時：令和3年1月22日（金）10：00～11：55

2. 場 所：浦和区保健センター 5階会議室

3. 出席委員：（敬称略・50音順）

| | |
|--------|-------------------------|
| 青木 宏之 | 埼玉運輸支局 |
| 伊藤 太佳博 | 埼玉県庁企画財政部交通政策課 |
| 伊藤 みどり | 特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク |
| 大野 政子 | 利用者家族 |
| 齊藤 秀貴 | 埼玉県個人タクシー協会 |
| 高場 厚 | 埼玉交通運輸労働組合 |
| 瀧口 修一 | 一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会 |
| 中村 満良 | 保健福祉局福祉部 |
| 蓮見 実 | 浦和区健康福祉部保健センター |
| 雪竹 伯宏 | 特定非営利活動法人大宮あゆむ会 |

4. 欠席委員：（敬称略・50音順）

| | |
|-------|--------------------------------|
| 大堀 充雄 | 子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草 |
| 中村 正利 | 一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会 |
| 西澤 正夫 | 保健福祉局長寿応援部 |
| 花本 博之 | 社会福祉法人ハッピーネット |
| 百澤 和宏 | 保健福祉局長寿応援部介護保険課 |
| 山崎 桜子 | 保健福祉局福祉部障害支援課 |

5. 傍聴人：0人

【次第】

1 開 会

2 協 議

更新登録の申請に係る協議について

- ・ 特定非営利活動法人 ライフサポートサービスアニモ
- ・ 一般社団法人 飛躍
- ・ 社会福祉法人 ハッピーネット
- ・ 一般社団法人 埼玉県身障者問題をすすめる会

新規登録の申請に係る協議について

- ・ 一般社団法人 ジーバー
- ・ 特定非営利活動法人 みんなの風福祉会

3 報 告

- (1) 令和2年度上半期輸送実績報告について
- (2) 軽微な事項等の変更（登録車両の増減等）について
- (3) 登録の抹消について

4 閉 会

【配付資料】

- 令和2年度第3回さいたま市福祉有償運送運営協議会次第
- 令和2年度さいたま市福祉有償運送運営協議会委員名簿
- 令和2年度第3回さいたま市福祉有償運送運営協議会席次表
- 資料1 更新登録申請書（特定非営利活動法人 ライフサポートサービスアニモ）
- 資料2 更新登録申請書（一般社団法人 飛躍）
- 資料3 更新登録申請書（社会福祉法人 ハッピーネット）
- 資料4 更新登録申請書（一般社団法人 埼玉県身障者問題をすすめる会）
- 資料5 新規登録申請書（一般社団法人 ジーバー）
- 資料6 新規登録申請書（特定非営利活動法人 みんなの風福祉会）
- 資料7 令和2年度上半期輸送実績報告書
- 資料8 軽微な事項等の変更について
- 資料9 登録の抹消について
- 参考資料

【要旨】

●自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の制度改正について

法改正（※）に伴い、福祉有償運送制度に一部変更があったことから、変更内容について、関東運輸局埼玉運輸支局青木委員より説明

※「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」（令和2年11月27日施行）

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 ライフサポートサービスアニモ）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 ライフサポートサービスアニモ 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

伊藤（み）委員 運送の区域が広範囲に渡っているが、車両や運転手は足りている状況でしょうか。

事業者 広範囲にはなっているが、定期的な利用者は少ないです。利用する場合には、事前予約制とすることで何とか対応できている状況です。ただ、今後、運転手の育成等含めて検討していかなければならないと考えております。

伊藤（太）委員 車検証の有効期限が昨日までとなっているため、埼玉県に申請する際には更新後の車検証を提出してください。

事業者 承知いたしました。

中村会長 それでは、他に質問が無いようですので、福祉有償運送事業を実施していく上で、事業者の視点から感じていること等について、お話をいただければと思います。

事業者 コロナ禍でもあるため、乗車前の検温や車内の清掃・消毒を徹底するとともに、感染症対策マニュアルの作成なども検討しなくてはならないと感じております。

○特定非営利活動法人 ライフサポートサービスアニモ 退室

○特定非営利活動法人 ライフサポートサービスアニモの申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（一般社団法人 飛躍）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○一般社団法人 飛躍 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

伊藤（み）委員 旅客の名簿について、「イ 身体障害者」の区分が大多数を占めているが、送迎だけでなく、居宅介護等と連動して一体でサービスを行うケースが多いということなのでしょうか。

事業者 居宅介護ではなく、通院のために利用している方が多くなっております。

伊藤（み）委員 ヘルパーステーションを利用していない方が利用するようなケースも多いのでしょうか。

事業者 基本的にはヘルパーステーションの利用者となっております。

青木委員 対価の設定が比較的低廉となっておりますが、迎車回送料金100円というのは、距離に関係なく100円ということなのでしょうか。また、有償運送サービスのみ利用では事業継続も厳しいのではないかと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

事業者 迎車回送料金については、お見込みのとおりです。ただ、迎車回送を利用される方はあまりいないのが現状です。また、ご指摘のとおり、有償運送サービスのみ利用ではなかなか厳しいところですので、他のサービスとセットで利用してもらっております。

中村会長 それでは、他に質問が無いようですので、福祉有償運送事業を実施していく上で、事業者の視点から感じていること等について、お話をいただければと思います。

事業者 はい。対価の面等、厳しい事情があるのも事実ですが、1人で公共交通機関を利用できない方の社会参加支援に貢献するという意識で、責任感を持って今後も取り組んでまいりたいと考えております。

○一般社団法人 飛躍 退室

○一般社団法人 飛躍の申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（社会福祉法人 ハッピーネット）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○社会福祉法人 ハッピーネット 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

伊藤（み）委員 令和2年度上半期の実績が6件と少ないようですが、その要因はどのようなものとお考えでしょうか。

事業者 有償運送運転者講習の修了者が少ないのが要因と考えております。

伊藤（み）委員 利用の要望はあるが、それに対応しきれていないというのが現状なのでしょうか。また、有償運送運転者講習の修了者が増える見込みはありますでしょうか。

事業者 利用の要望の全てには対応し切れていないというのが現状です。現段階では、有償運送運転者講習の修了者が増える見込みはございません。

中村会長 それでは、他に質問が無いようですので、福祉有償運送事業を実施していく上で、事業者の視点から感じていること等について、お話をいただければと思います。

事業者 利用の要望については、お断りするケースが生じているのは大変心苦しいと感じております。また、車両についても、全てが車いすに対応できる車両とはなっていないため、その点は今後対応できるようにしていく、という方向で事務所内でも検討しているところです。

○社会福祉法人 ハッピーネット 退室

○社会福祉法人 ハッピーネットの申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（一般社団法人 埼玉県身障者問題をすすめる会）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○一般社団法人 埼玉県身障者問題をすすめる会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

伊藤（み）委員 対価が複数設定されておりますが、どの設定を利用される方が多いでしょうか。

事業者 生活サポート事業での利用と距離制の利用が多く、複数乗車の実績は今の

ところございません。

青木委員 複数乗車の対価設定の記載方法が誤っております。まず、車両の乗車定員が「11人」となっている点ですが、そもそも普通免許では10人以下の車両しか運転できません。「運送する人数」についても、車両の乗車定員とイコールではなく、運転席を除いた席に実際に何人乗車できるかという視点で決めておく必要があります。また、複数乗車においても、待機料金が「15分400円」となっておりますが、その意味合いが不明瞭です。複数乗車の利用者全員からそれぞれ400円ずつ徴収するのか、それとも全員の合計で400円なのか。複数の乗車はそもそも実施されているのでしょうか。実施しているとして、待機するような場面があるのかどうか、その点をきちんと説明整理してください。

事業者 複数乗車については、通所あるいは通院のグループ支援を想定しておりますが、実績はございません。委員ご指摘のとおり、複数乗車で待機するというような場面はあまり想定できないとも考えられますので、その点を踏まえて今一度検討させていただきます。

中村会長 それでは、他に質問が無いようですので、福祉有償運送事業を実施していく上で、事業者の視点から感じていること等について、お話をいただければと思います。

事業者 需要がそれなりに増えている一方で、簡単に車両を増やすなどもできず、その点は非常に難しいと感じております。

○一般社団法人 埼玉県身障者問題をすすめる会 退室

中村会長 先ほどの複数乗車の部分については、事務局と事業者の間で調整後に、改めて各委員に調整後の内容をお示しするという方向でよろしいでしょうか。

伊藤（み）委員 方向性の確認ですが、「運送する人数」の部分は実際の乗車人数に合わせて修正し、待機料金については、待機は想定されないということであれば、その部分を削除するというのでしょうか。

青木委員 内容を変更するというよりは、もともとの記載が誤っているため、それを

実態に合わせて修正していただくということになります。

伊藤（み）委員 待機は想定されないということでしたが、グループ支援で利用する場合に、本当に待機が想定されないのかを改めて確認する必要もあるかもしれません。仮に待機設定を残すとなった場合は、乗車人数で均等割りにするということがよろしいでしょうか。

事務局 待機設定が想定されるかについての確認も含め、事業者と調整させていただきます。

中村会長 それでは、修正後の申請内容を事務局にて確認のうえ、各委員と修正後の申請内容を共有させていただくことをもちまして、協議が調ったものとさせていただきますということよろしいでしょうか。

○異議なし

●新規登録の申請に係る協議について（一般社団法人 ジーバー）

○事務局より、新規登録申請の概要説明

○一般社団法人 ジーバー 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

青木委員 法人の設立は令和2年9月ということで、比較的新しい法人ですが、どのような活動をするために設立された法人なのでしょうか。

事業者 主に高齢者の方の外出支援と、動物愛護の活動をする目的で設立いたしました。

青木委員 主に高齢者の方ということですが、障害者の支援にあたっては、生活サポートという制度があります。その登録を受けられる予定はありますか。

事業者 ございません。

伊藤（み）委員 資料の「旅客の名簿」に5人の方のお名前が入っていて、「イ」が1人、「ロ」が4人となっていますが、今後の見通しとして、どの区分の方が多くなることが見込まれるでしょうか。

事業者 要介護者の方を主に受け入れたいと考えています。私自身、この仕事を立ち上げる前に高齢者福祉施設で仕事をしており、要介護者または要支援者の方がどのようなことに苦労しているか理解しておりますので、そういっ

た方々を支援していきたいと思っております。

伊藤（み）委員 要支援の方は、今はいらっしゃらないですが、今後受け入れていきたいということですね。

事業者 はい。

雪竹委員 高齢者の外出支援を中心に行うとのことですが、コロナ禍における感染の対策はどのようなことをお考えですか。

事業者 車の天井（ルーフ）に窓が付いておりますので、換気は十分行えると考えています。また、消毒、検温を行うことを考えています。

伊藤（太）委員 運転者名簿を拝見すると、運転者3人のうち、1人だけ単独でのセダン車の運転要件を満たしているが、他の2人もセダン等運転者講習を受ける予定はありますか。

事業者 今後受ける予定です。

○一般社団法人 ジーバー 退室

○一般社団法人 ジーバーの申請について、全会一致で合意

●新規登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 みんなの風福祉会）

○事務局より、新規登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 みんなの風福祉会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

雪竹委員 利用者名簿では3名記載がありますが、今後増えていく予定ですか。

事業者 まだ周知ができていない状況ですが、今後の周知に伴い利用者の数は増える見込みです。

青木委員 今回、新規での登録申請ですが、これまで法人としてどんな活動をされてきたのか、また、今回の申請に至った経緯について教えてください。

事業者 放課後児童等デイサービスを行う事業所、生活介護と就労継続支援B型を行う多機能事業所、移動支援や居宅支援等を行う事業所を運営しております。移動支援等の際、車での移動が必要なケースがある中で、要望にお応えできていなかったというのがあり、今回申請いたしました。

青木委員 生活サポートの指定は受けられているのですか。

事業者 登録済みです。

青木委員 対価の設定について、生活サポート事業以外での利用の場合の対価が低廉な気がしますが、適用するイメージはあまりないのですか。

事業者 基本的には、生活サポート事業での利用がメインと考えております。その他、要望があった場合には、応えられるように設定しているところです。

伊藤（み）委員 具体的には、生活サポート事業利用の上限時間を超えた場合等に距離制の設定を適用するイメージで、その場合に利用者の過度な負担にならないよう、対価の設定が低廉ということでしょうか。

事業者 お見込みのとおりです。

○特定非営利活動法人 みんなの風福祉会 退室

○特定非営利活動法人 みんなの風福祉会の申請について、全会一致で合意

●令和2年度上半期の輸送実績について

○事務局から、概要を資料7に基づき説明

●軽微な事項の変更（登録車両の増減等）について

○事務局から、概要を資料8に基づき説明

●登録の抹消について

○事務局から、概要を資料9に基づき説明

以上